



姫路サービスエリアで迷惑駐車に対する啓発ちらし配布を行いました

R1.8.20

～「道路ふれあい月間」～

—姫路河川国道事務所—

一般国道2号姫路バイパスの姫路サービスエリアでは、仕事やレジャーに行く人たちが、それぞれの車でサービスエリアに集まり、1台の車に乗り合わせる「相乗り行為」により、残された車が長時間放置され、他の利用者の迷惑になっています。

そのため、姫路サービスエリアにおいて道路管理者と交通管理者、施設管理者が合同で、迷惑駐車禁止の啓発活動を行いました。

活動の概要

- 日時：令和元年8月20日（火）17：00～18：00
- 場所：一般国道2号姫路バイパス 姫路サービスエリア
- 参加者：【道路管理者】 整備局路政課2名 姫路河川国道事務所4名
 【交通管理者】 兵庫県高速道路警察隊2名・網干警察署1名
 【施設管理者】 (株)ファミリーマート6名
- 内容：姫路サービスエリア駐車場で、迷惑駐車をしているドライバー等に対して啓発ちらしを配布



啓発活動の様子

サービスエリアの適正な利用にご協力下さい！



【ドライバーに説明する様子】



【ドライバーに説明する様子】

このような迷惑駐車は、他のドライバーが休憩出来なくなるなど、居眠り運転の原因にもなりかねず、交通の安全を脅かす行為につながります。
 今後も利用者のマナー向上をめざして啓発活動を続けて行きます。



【啓発前のミーティング】



【問い合わせ先】
 国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第一課
 〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 Tel:(079)282-8211

